

令和2年4月8日

保育施設利用児童保護者 各位

あきる野市長 村 木 英 幸  
(公印省略)

### 緊急事態宣言発令に伴う保育施設の利用自粛について

日ごろより、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が都内で拡大している状況を受け、東京都に緊急事態宣言が発令され、外出の自粛などが要請されました。

こうした状況で、現在、市内保育施設では、自宅保育が難しい状況の保護者のために保育の提供を継続していますが、保育の特性上、「3つの密」を防ぐのが難しく、「クラスター」と呼ばれる感染者の集団が発生する等のリスクに対して完全な対応が難しい状況にあります。

つきましては、保護者の皆様に、お子様の命を第一に考えていただき、自宅保育が可能な方におかれましては、保育施設の利用自粛を強くお願い申し上げます。

また、これに伴いまして、下記のとおり保育料等の減免等を行います。

#### 記

#### 1 保育料の減免

保育施設を利用しなかった日の保育料を日割りで算定し減免します。

#### 2 保育施設入所に伴う育児休業復帰時期の延長

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため必要と認められる場合は、育児休業から職場復帰するまでの期限を保育施設入所月の翌月13日までを、翌月末日まで延長します。

例：4月1日入所の場合、5月13日が復帰の期限ですが、5月31日までとします。

#### 3 保護者勤務先要請文

登園の自粛について、勤務先へ市からの文書が必要な場合ご活用ください。(別添)

※緊急事態宣言に伴い、4月10日に東京都から緊急事態措置が発表される予定です。措置が発表された後は、その要請に基づく対応となりますのであらかじめご承知おきください。

問合せ あきる野市子ども家庭部保育課  
電話 042-558-1111 (内線 2654)